

東京都立産業技術大学院大学内部質保証室設置要綱

2産技大管第 1014 号
制定 令和3年3月5日

(設置)

第1条 東京都立産業技術大学院大学（以下「本学」という。）は、教育・研究、組織・運営及び施設・設備の状況について継続的に点検並びに評価することで、質の保証を行い、絶えず改善に取り組むこと（以下「内部質保証」という。）を推進するために、学長を室長とする東京都立産業技術大学院大学内部質保証室（以下「内部質保証室」という。）を置く。

(内部質保証室の職務)

第2条 内部質保証室は、次に掲げる事項を職務とする。

- (1) 本学の内部質保証の推進
- (2) その他本学の内部質保証に必要な事項の検討

(内部質保証室の構成)

第3条 内部質保証室は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) オープンインスティテュート長
- (4) 附属図書館長
- (5) 専攻長
- (6) 自己点検・評価委員長
- (7) 管理部長
- (8) その他学長が指名する教職員

(室長)

第4条 内部質保証室には室長を置く。

- 2 室長は、学長をもって充てる。
- 3 室長は、内部質保証室を招集し主宰する。
- 4 室長に事故あるときは、室長があらかじめ指名した委員が、室長の職務を代理する。

(任期)

第5条 第3条第8号に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員交代による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

第6条 内部質保証室は、室長が必要と認めたときに招集する。

- 2 内部質保証室は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 内部質保証室の庶務は、東京都立産業技術大学院大学管理部管理課において行う。

(委員以外からの意見の聴取)

第7条 室長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、内部質保証室の運営に関して必要な事項は室長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月5日から施行する。